

特定事業所集中減算に関するQ&A（地域密着型通所介護）

姫路市健康福祉局保健福祉部監査指導課

（特定事業所集中減算における「通所介護・地域密着型通所介護」の取扱いについて）

Q1 平成28年4月1日から特定事業所集中減算の対象サービスとして地域密着型通所介護が加わったところであるが、平成28年4月1日前から継続して通所介護を利用している者も多く、通所介護と地域密着型通所介護とを分けて計算することで居宅介護支援業務にも支障が生じると考えるが、減算の適用有無の判断に際して柔軟な取扱いは可能か。

A1 平成28年4月1日以降平成30年3月31日までの間に作成される居宅サービス計画について特定事業所集中減算の適用を判定するに当たっては、通所介護及び地域密着型通所介護（以下「通所介護等」という。）のそれぞれについて計算するのではなく、通所介護等のいずれか又は双方を位置付けた居宅サービス計画数を算出し、通所介護等について最もその紹介件数の多い法人を位置づけた居宅サービス計画の数の占める割合を計算することとして差し支えない。

（平成28年5月30日厚生労働省老健局振興課事務連絡「居宅介護支援における特定事業所集中減算（通所介護・地域密着型通所介護）の取扱いについて」（介護保険最新情報 Vol.553）より）

Q2 平成28年5月30日厚生労働省老健局振興課事務連絡「居宅介護支援における特定事業所集中減算（通所介護・地域密着型通所介護）の取扱いについて」（介護保険最新情報 Vol.553）において、特定事業所集中減算における通所介護及び地域密着型通所介護の紹介率の計算方法が示されているが、平成30年度以降もこの取扱いは同様か。

A2 貴見のとおりである。

（平成30年3月23日厚生労働省老健局老人保健課・高齢者支援課・振興課・総務課認知症施策推進室事務連絡「平成30年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.1）（平成30年3月23日）」より）

Q3 通所介護と地域密着型通所介護とを分けて判定することも可能か。

A3 通所介護と地域密着型通所介護とを分けて判定することも可能です。

Q 4 通所介護と地域密着型通所介護とを分けずに計算し判定した結果は、どの欄に記載すればいいのか。

A 4 判定結果については通所介護の欄に記載し、地域密着型通所介護の欄には「通所介護に含めて判定した」等の説明を記述していただきたい。

Q 5 通所介護と地域密着型通所介護とを分けずに計算し判定する場合において、1人の利用者が通所介護と地域密着型通所介護を利用している場合は、「通所介護等（通所介護及び地域密着型通所介護）を位置付けた居宅サービス計画数」はどう数えるのか。

A 5 通所介護と地域密着型通所介護とを分けずに計算し判定する場合においては、利用者が通所介護のみ（あるいは地域密着型通所介護のみ）を利用していても、通所介護と地域密着型通所介護の両方を利用していても、「通所介護等を位置付けた居宅サービス計画数」（割合を計算する際の分母）は、利用者1人につき1件となります。

Q 6 通所介護と地域密着型通所介護とを分けずに計算し判定する場合において、1人の利用者が運営法人の異なる2か所の通所介護等を利用している場合は、どちらかの法人にだけ居宅サービス計画数を加えるのか。

A 6 1人の利用者が運営法人の異なる複数の事業所を利用している場合には、それぞれの法人の居宅サービス計画数（割合を計算する際の分子）に、1件ずつ加えます。

（例）1人の利用者にA法人（通所介護）、B法人（通所介護）、C法人（地域密着型通所介護）を位置付けている場合

- ・「通所介護等（通所介護及び地域密着型通所介護）を位置付けた居宅サービス計画数」に1件を加える。
- ・A法人、B法人、C法人の計画数にそれぞれ1件を加える。

（計算例）

通所介護等の利用者が合計10人であって、

- ・A法人（通所介護）のみの利用者が4人
- ・B法人（通所介護）のみの利用者が3人
- ・C法人（地域密着型通所介護）のみの利用者が2人
- ・A法人（通所介護）とC法人（地域密着型通所介護）の両方を利用している利用者が1人である場合は、

A法人については、 $(4 + 1) \div 10 = 0.5 \rightarrow 50\%$

B法人については、 $3 \div 10 = 0.3 \rightarrow 30\%$

C法人については、 $(2 + 1) \div 10 = 0.3 \rightarrow 30\%$
となります。

Q 7 通所介護と地域密着型通所介護とを分けずに計算し判定する場合において、1人の利用者が、同一の運営法人である通所介護事業所と地域密着型通所介護事業所を利用している場合は、法人の居宅サービス計画数はどう数えるのか。

A 7 通所介護と地域密着型通所介護とを分けずに計算し判定する場合において、1人の利用者が、同一法人の運営する通所介護事業所と地域密着型通所介護事業所の両方を利用している場合は、その法人を位置付けた計画数（割合を計算する際の分子）として、1件を加えます。

(例) 1人の利用者に、どちらもA法人が運営しているz事業所（通所介護）とy事業所（地域密着型通所介護）の両方を位置付けている場合

- ・「通所介護等（通所介護及び地域密着型通所介護）を位置付けた居宅サービス計画数」に1件を加える。
- ・「A法人を位置付けた居宅サービス計画数」に1件を加える。